

①発注者の課題

「発注者の責務・役割を果たせていない」

○品確法で示された「公共工事の発注者の責務」（品確法第7条の概要）

- ・ 発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を以下により適切に実施しなければならない。
 - 一 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、施工実態等を的確に反映した積算を行うことによる予定価格の適正な設定
 - 二 入札不調、不落の場合等における見積書の徴収等による予定価格の適正な設定
 - 三 ダンピング防止のための低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等
 - 四 計画的な発注、適切な工期設定
 - 五 適切な設計変更の実施
 - 六 必要に応じて完成後の一定期間経過後の施工状況の確認、評価の実施
- ・ 発注者は、公共工事の施工状況の評価の標準化やデータベースの整備等の措置を講じなければならない。
- ・ 発注者は、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

①発注者の課題

「発注者の責務・役割を果たせていない」

○答申で示された「公共建築工事の発注者の役割」

① 企画立案等に関する事業部局との連携

- ・ 公共建築工事は企画・予算措置の段階で工事の大枠の条件が決定する場合が多い。このため、発注者は、工事の品質、工期、コストが適切なものとなるよう企画・予算措置を行う事業部局に対して技術的な助言を行うなど、この段階から事業部局と十分に連携を図る必要がある。

② 公共建築工事の発注と実施

- ・ 発注者は、事業部局から公共建築工事の委任を受けた後は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件を把握・整理し、設計者、施工者等に示す発注条件として、適切に取りまとめる必要がある。
- ・ 発注者は、発注条件に基づき設計業務、工事等を発注し、適切に実施する必要がある。
- ・ 発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する国民に対する説明責任を果たす必要がある。

①発注者の課題

「発注者の責務・役割を果たせていない」

- 「建設工事の適正な工期設定等のためのガイドライン」における「発注者の役割」

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(3) 発注者の役割

発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、当初の設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により、後工程における長時間労働につながりかねないことから、発注者は、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。

①発注者の課題

「発注者の責務・役割を果たせていない」

- 国や地方公共団体の発注者の現状は、
体制や業務経験等は多様であり、発注者の業務内容も変化する中、
発注者としての役割を適切に果たすことが困難な状況
- 答申に示された「発注者がその役割を適切に果たすための方策」「当面実施すべき施策」を踏まえ、取り組みを進めているところ。

②より良き発注者とは？

○「建設産業政策2017+10」（平成29年7月4日 建設産業政策会議）（抜粋）

Ⅲ. 1. 建設産業の課題の総括

- ①人口減少や少子化・高齢化に伴い、国内産業全体で担い手確保は喫緊の課題である。建設生産システムにおいても、例えば、建設業就業者のみならず、発注職員（例えば、小規模な地方公共団体における発注職員）、技術者等の育成者（例えば、工業高校の教員）、周辺産業の従事者（例えば、交通誘導業者や資材等運搬業者）などあらゆるプレイヤーの担い手が不足することが懸念される。
- ②建設業の担い手確保に当たっては、建設業就業者の働き方の改善を図ることが重要であるが、10年前と比べて総実労働時間数や出勤日数はほぼ横ばいであり、改善が進んでいない。2017年3月28日に政府の働き方改革実現会議において働き方改革実行計画が決定され、一定の猶予期間をおいた上で建設業についても時間外労働規制が適用されることも踏まえ、長時間労働の是正や週休2日に向けた環境整備を進めることが必要である。その際、週休2日の確保が技能労働者の総収入の減少につながらないよう対応する必要がある。
- ③加えて、中長期的には生産年齢人口が大幅に減少し、他産業との人材獲得競争に勝っても、十分な人材を確保できない可能性もある。これを踏まえ、AIやIoTなどのイノベーションが今後さらに進展することを見据え、一層の生産性向上を図ることが必要である。
- ④今後、インフラや住宅、オフィスビル等の建築物の整備に加え、インフラの維持更新やマンション等の大規模修繕工事にも的確に対応することが必要である。

②より良き発注者とは？

○「建設産業政策2017+10」（平成29年7月4日 建設産業政策会議）（抜粋）

Ⅲ. 1. 建設産業の課題の総括

- ⑤地方部は都市部に比べ、10年前と比べて建設業許可業者や建設業就業者が大きく減少している。また、建設投資が右肩下がりであった10年前と比べると、建設企業の倒産件数が減少する一方で、大企業と中小企業では、営業利益率や就業者の賃金の格差が拡大している。
- ⑥10年前は公共調達を巡る談合事件や構造計算書偽装問題など、建設産業に対する国民の信頼を揺るがす問題への対応が強く求められていた。最近でも2014年に基礎ぐい工事問題、2015年に落橋防止装置等の溶接不良などの問題が発生しており、建設産業に対する国民の揺るぎない信頼を得るには、道半ばであると言わざるを得ない。
- ⑦東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興等を通じて、建設産業が国民の安全・安心に果たす役割が改めて認識された。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、建設産業には日本の経済成長を持続的に支えていく役割が求められる。**建設産業が将来の担い手を確保し、これらの役割をしっかりと果たしていくためには、建設産業の社会的意義ややりがい、業界を挙げて働き方改革に取り組んでいることなどについて、若い入職候補者の保護者や工業高校の教員をはじめ、業界の内側にとどまらない幅広い理解を得ることが不可欠**である。
- ⑧また、世界に目を向ければ、アジアを始めとしてインフラ需要が増大する見込みである。一方、中国・韓国等の大手建設企業の台頭が近年著しく、欧米を含めたこれらの競合企業と我が国建設企業との国際競争が激化している。

②より良き発注者とは？

○「建設産業政策2017+10」（平成29年7月4日 建設産業政策会議）（抜粋）

Ⅲ. 2. 国民の要請

(1) 質の高い建設サービスの享受

建設産業は、インフラや住宅、オフィスビル等の建築物の整備を通じて国民生活を基盤から支えるものであるが、国民は自らの生活の質に直結する建設サービスの質が高い水準にあることを強く求めている。

一方、先に述べた通り、建設産業への国民の信頼を揺るがす事態も発生しており、建設生産物の安心・安全な利用という建設産業への根幹的な要請が満たされていないケースも存在している。質の高い建設サービスを実現するためには、このような問題の再発防止が図られることは必須である。

加えて昨今では、建設生産物の将来の維持修繕やアフターサービスの充実等に対しても国民の関心が高まっており、建設産業は供用開始時のみならず、将来にわたって継続的に質の高い建設サービスを享受したいという国民の要請にも応えていくことが必要である。

今後も質の高い建設サービスを国民に提供していくため、若年層や女性などの担い手確保を通じた「現場力」の維持が不可欠である。

②より良き発注者とは？

○「建設産業政策2017+10」（平成29年7月4日 建設産業政策会議）（抜粋）

Ⅲ. 2. 国民の要請

(2) 誰でも安心して発注できる環境

建設工事の発注者には、デベロッパーなど継続的に建設工事の発注を行う企業（いわゆる「プロ」の発注者）のみならず、賃貸アパートや個人店舗、戸建て住宅の新築・リフォームを行う個人消費者・個人事業主や、マンションの修繕を行うマンション管理組合等（いわゆる「アマ」の発注者）が存在している。

今後、例えば、マンション管理組合によるマンションの修繕工事や、個人の土地所有者等による賃貸住宅の建設工事など、発注に精通していない発注者が建設工事を発注する機会も多く見込まれる。

この点、発注に精通していない発注者であっても、「情報の非対称性」（取引される商品・サービスの性質に関する情報量が取引の当事者間で偏っていること）が解消され、事業者選定に当たって有益な情報を十分に入手し、トラブルや不都合なく安心して建設工事を発注することのできる環境が求められている。

その際留意しなければならないのは、こうした環境整備は受発注者だけの問題ではないということである。例えば、住宅のリフォームにおいては、インターネットを通じた事業者選定が進んでおり、リフォームの仲介を行う企業も増加しているが、こうした情報提供や仲介の適切さについても併せて考える必要がある。

②より良き発注者とは？

○「建設産業政策2017+10」（平成29年7月4日 建設産業政策会議）（抜粋）

Ⅲ. 2. 国民の要請

(3) 持続可能な社会を形成する上での企業への社会的要請

企業は、株主等からの利益確保の要求に応えるのみならず、社会の一員として国民からの多様な要請を受ける立場にある。

昨今、企業経営においてもE S G（環境・社会・ガバナンス）を重視する流れがあり、企業が国際化する社会の中でプレゼンスを発揮していくためには、こうした視点が不可欠である。

それぞれの企業が10年後の将来に向けて長期的な成長を実現していくためにも、E S Gに配慮した経営を行うことで、持続可能な社会の形成に寄与する一員として国民の要請にきめ細かく応えていくことが必要であり、この点、建設企業についても、自らの経営や受注した建設工事において同様の視点が求められている。

②より良き発注者とは？

○「建設産業政策2017+10」（平成29年7月4日 建設産業政策会議）（抜粋）

Ⅲ. 今後の建設産業の目指す方向性

3. （5）発注者として目指す方向性

- ・ 建設工事を継続的に発注する発注者（「プロ」の発注者）は、公共・民間を問わず、建設生産システムのプロセスの出発点である「企画」を担う主体として、インフラ等の利用者や消費者に対して、最も価値の高い建設生産物の提供に努めること。その際、建設産業自体の健全で持続的な発展は発注者の利益にも供することを踏まえ、建設産業の働き方改革や生産性向上が図られるよう、適正な設計図書や施工条件の明示、適切な工期設定等に努めること。
- ・ また、発注関係事務に必要な職員の確保や他の「プロ」の発注者との情報共有や連携に努めるとともに、状況を踏まえて発注体制を補完する制度を活用するなど、発注者としての役割を果たすための体制を確保すること。
- ・ 建設産業の事業領域の拡大、海外進出の際のノウハウの蓄積、地域建設産業のインフラ運営への参画等の観点から、PPP/PFIの発注にも取り組むこと。
- ・ 大半が一生に一度しか発注をしない個人消費者・個人事業主や、マンションの修繕工事を発注するマンション管理組合等（「アマ」の発注者）については、建設企業からの事前の契約内容の説明や企業情報の提供等を通じて、働き方改革など建設産業の健全かつ持続的な発展に向けた取組が必要であることを理解すること。